

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 イワタニキンキ近畿株式会社  
 住所 大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号  
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役 イマナカ ヤスマサ 今中 泰雅  
 電話番号 06-6350-8282  
 FAX番号 06-6350-8299  
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 イワタニ近畿株式会社

〒532-0004

住 所 大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号

代表者氏名 代表取締役 今中 泰雅 印

電話番号 06-6350-8282

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
代表取締役 黒瀬 豊樹 イマナカ ヤスマサ	
代表取締役 今中 泰雅 イマナカ ヤスマサ	
取締役 小谷 建次 シムラ ケンジ	
取締役 志村 幸彦 シムラ シキヒコ	
取締役 鳥羽 敦 トリバ アツシ	
取締役 日下 豊彦 ヒノシタ トヨヒコ	
取締役 今井 智樹 イマイ モモキ	
取締役 一色 渉 イッシキ ワタル	
監査役 木村 充 キムラ ミヅル	
事業の範囲	上下水道施設工事の設計、施工管理、並びに工事請負 建築工事、管工事の施工、工事請負業及び設計監理業 電気工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	イワタニ近畿株式会社 奈良営業所
上記事業所の所在地	郵便番号 632-0063 住所 天理市西長柄町492-2  電話番号 0743-67-8686 FAX番号 0743-67-8055 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ヨシムラ コウジ 吉村 浩爾	第292668号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の機械器具	金切りのこ パイプカッター	固定式のこづる PCFB	1 1	
管の加工用の機械器具	やすり パイプねじ切り器	300平型半丸型 S-40AIII	2 1	
接合用の機械器具	トーチランプ パイプレンチ	GT-8000 PWAL90	1 1	
水圧テストポンプ	記録式水圧試験器	TR-15HC 最高圧力2.0Mpa	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 イワタニ近畿株式会社

住 所 大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号

代表者 氏名 代表取締役 今中 泰雅



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号  
イワタニ近畿株式会社

会社法人等番号	1200-01-163598
商 号	イワタニ近畿株式会社
本 店	大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成10年2月23日
目的	<p>1. 液化石油ガス並びに同燃焼機具装置の製造、販売及び石油製品の販売</p> <p>2. ガス事業法に基づく簡易ガス事業</p> <p>3. 自動車用液化石油ガスの販売</p> <p>4. ガス器具、ガス容器並びにガス供給装置の販売及びリース</p> <p>5. 液化石油ガスの屋外供給設備・屋内供給設備の販売並びに保安点検</p> <p>6. 液化石油ガス及び高圧ガスの充填並びに製造設備機器の管理、保安点検</p> <p>7. 高圧ガス並びに供給設備及び容器、器具の販売</p> <p>8. 火災及びガス漏れ警報機器、装置並びに消火器及び自動消火設備、装置の販売</p> <p>9. 廉價機器、冷暖房機器並びに空調機器の販売及び工事請負</p> <p>10. 米穀及び雑穀類の販売</p> <p>11. たばこ、切手並びに印紙の販売</p> <p>12. 不動産の売買、賃貸、管理、保有、運用並びに仲介</p> <p>13. 建築工事、管工事の施工、工事請負業及び設計監理業</p> <p>14. 上下水道施設工事の設計、施工管理、並びに工事請負</p> <p>15. 日用品雑貨及び家庭用電化製品の販売</p> <p>16. 医薬品、工業薬品、医療用具並びに毒物、劇物、火薬類及び合成樹脂の販売</p> <p>17. 飲料水・食料品の販売及びカタログによる通信販売</p> <p>18. 発電システム機器の販売および施工</p> <p>19. 天然ガスの販売、同設備機器の販売</p> <p>20. 自動車整備および同部品・付属品の販売</p> <p>21. 電気工事業</p> <p>22. 前各号に付帯又は関連する一切の業務</p>
	平成25年 3月25日変更 平成25年 4月 2日登記
	<p>1. 液化石油ガス並びに同燃焼機具装置の製造、販売及び石油製品の販売</p> <p>2. ガス事業法に基づく簡易ガス事業</p> <p>3. 自動車用液化石油ガスの販売</p> <p>4. ガス器具、ガス容器並びにガス供給装置の販売及びリース</p> <p>5. 液化石油ガスの屋外供給設備・屋内供給設備の販売並びに保安点検</p> <p>6. 液化石油ガス及び高圧ガスの充填並びに製造設備機器の管理、保安点検</p> <p>7. 高圧ガス並びに供給設備及び容器、器具の販売</p> <p>8. 火災及びガス漏れ警報機器、装置並びに消火器及び自動消火設備、装置</p>

大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号  
イワタニ近畿株式会社

	の販売 9. 廚房機器、冷暖房機器並びに空調機器の販売及び工事請負 10. 米穀及び雑穀類の販売 11. たばこ、切手並びに印紙の販売 12. 不動産の売買、賃貸、管理、保有、運用並びに仲介 13. 建築工事、管工事の施工、工事請負業及び設計監理業 14. 上下水道施設工事の設計、施工管理、並びに工事請負 15. 日用品雑貨及び家庭用電化製品の販売 16. 医薬品、工業薬品、医療用具並びに毒物、劇物、火薬類及び合成樹脂の販売 17. 飲料水・食料品の販売及びカタログによる通信販売 18. 発電システム機器の販売および施工 19. 天然ガスの販売、同設備機器の販売 20. 自動車整備および同部品・付属品の販売 21. 電気工事業 22. 都市ガス事業における販売代理業務、保安業務、ガス機器修理等業務 23. 前各号に付帯又は関連する一切の業務	平成29年 3月27日変更 平成29年 3月29日登記
発行可能株式総数	1万5600株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3960株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
資本金の額	金2億800万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 小谷建次	平成28年 5月20日重任 ----- 平成28年 5月31日登記
	取締役 小谷建次	平成30年 6月14日重任 ----- 平成30年 6月18日登記
	取締役 小谷建次	令和2年 6月 5日重任 ----- 令和2年 6月10日登記

大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号  
イワタニ近畿株式会社

<u>取締役</u>	<u>田邊俊夫</u>	平成28年 5月20日重任
		平成28年 5月31日登記
		平成30年 6月14日退任
		平成30年 6月18日登記
<u>取締役</u>	<u>斎藤安司</u>	平成28年 5月20日重任
		平成28年 5月31日登記
<u>取締役</u>	<u>斎藤安司</u>	平成30年 6月14日重任
		平成30年 6月18日登記
		令和2年 6月 5日退任
		令和2年 6月10日登記
<u>取締役</u>	<u>黒瀬豊樹</u>	平成28年 5月20日重任
		平成28年 5月31日登記
<u>取締役</u>	<u>黒瀬豊樹</u>	平成30年 6月14日重任
		平成30年 6月18日登記
<u>取締役</u>	<u>黒瀬豊樹</u>	令和2年 6月 5日重任
		令和2年 6月10日登記
<u>取締役</u>	<u>志村幸彦</u>	平成28年 5月20日重任
		平成28年 5月31日登記
<u>取締役</u>	<u>志村幸彦</u>	平成30年 6月14日重任
		平成30年 6月18日登記
<u>取締役</u>	<u>志村幸彦</u>	令和2年 6月 5日重任
		令和2年 6月10日登記

大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号  
イワタニ近畿株式会社

<u>取締役</u>	<u>松本和人</u>	平成28年 5月20日就任
		平成28年 5月31日登記
<u>取締役</u>	<u>松本和人</u>	平成30年 6月14日重任
		平成30年 6月18日登記
		平成30年10月 1日辞任
		平成30年10月10日登記
<u>取締役</u>	<u>北口敬重</u>	平成28年 5月20日就任
		平成28年 5月31日登記
		平成30年 6月14日退任
		平成30年 6月18日登記
<u>取締役</u>	<u>鳥羽淳</u>	平成30年 6月14日就任
		平成30年 6月18日登記
<u>取締役</u>	<u>鳥羽敦</u>	鳥羽淳の名
		平成30年 6月29日更正
<u>取締役</u>	<u>鳥羽敦</u>	令和2年 6月 5日重任
		令和2年 6月10日登記
<u>取締役</u>	<u>酒井泰</u>	平成30年 6月14日就任
		平成30年 6月18日登記
		令和1年 6月 7日辞任
		令和1年 6月13日登記
<u>取締役</u>	<u>日下豊彦</u>	平成30年 6月14日就任
		平成30年 6月18日登記
<u>取締役</u>	<u>日下豊彦</u>	令和2年 6月 5日重任
		令和2年 6月10日登記

大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号  
イワタニ近畿株式会社

取締役	糸田吉広	平成30年 7月23日就任
		平成30年 8月 2日登記
		令和 2年 4月 1日辞任
		令和 2年 4月 2日登記
取締役	清水尚之	令和 1年 6月 7日就任
		令和 1年 6月13日登記
		令和 2年 6月 5日退任
		令和 2年 6月10日登記
取締役	今中泰雅	令和 2年 4月 1日就任
		令和 2年 4月 2日登記
取締役	今中泰雅	令和 2年 6月 5日重任
		令和 2年 6月10日登記
取締役	今井智樹	令和 2年 6月 5日就任
		令和 2年 6月10日登記
取締役	一色涉	令和 2年 6月 5日就任
		令和 2年 6月10日登記
大阪府箕面市船場西一丁目11番11号 代表取締役	黒瀬豊樹	平成28年 5月20日重任
		平成28年 5月31日登記
大阪府箕面市船場西一丁目11番11号 代表取締役	黒瀬豊樹	平成30年 6月14日重任
		平成30年 6月18日登記
大阪府箕面市船場西一丁目11番11号 代表取締役	黒瀬豊樹	令和 2年 6月 5日重任
		令和 2年 6月10日登記
奈良県奈良市石木町515番地の6 代表取締役	今中泰雅	令和 2年 4月 1日就任
		令和 2年 4月 2日登記
奈良県奈良市石木町515番地の6 代表取締役	今中泰雅	令和 2年 6月 5日重任
		令和 2年 6月10日登記

大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号  
イワタニ近畿株式会社

	監査役 <u>相 良 敏 郎</u>	平成28年 5月20日就任
		平成28年 5月31日登記
	監査役 <u>相 良 敏 郎</u>	平成30年 6月14日重任
		平成30年 6月18日登記
		令和 1年 6月 7日辞任
		令和 1年 6月13日登記
	監査役 木 村 充	令和 1年 6月 7日就任
		令和 1年 6月13日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する事項	平成23年4月25日大阪府吹田市江の木町6番24号から本店移転 平成23年 4月26日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 2年 6月18日  
大阪法務局  
登記官

正 井 義 一



※※※※※※※※※※※※  
※ 定 款 ※  
※※※※※※※※※※※

イワタニ近畿株式会社

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、イワタニ近畿株式会社と称し、英文ではIWATANI KINKI CORPORATIONと表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 液化石油ガス並びに同燃焼機具装置の製造、販売及び石油製品の販売
2. ガス事業法に基づく簡易ガス事業
3. 自動車用液化石油ガスの販売
4. ガス器具、ガス容器並びにガス供給装置の販売及びリース
5. 液化石油ガスの屋外供給設備・屋内供給設備の販売並びに保安点検
6. 液化石油ガス及び高圧ガスの充填並びに製造設備機器の管理、保安点検
7. 高圧ガス並びに供給設備及び容器、器具の販売
8. 火災及びガス漏れ警報機器、装置並びに消火器及び自動消火設備、装置の販売
9. 廉房機器、冷暖房機器並びに空調機器の販売及び工事請負
10. 米穀及び雑穀類の販売
11. たばこ、切手並びに印紙の販売
12. 不動産の売買、賃貸、管理、保有、運用並びに仲介
13. 建築工事、管工事の施工、工事請負業及び設計監理業
14. 上下水道施設工事の設計、施工管理、並びに工事請負
15. 日用品雑貨及び家庭用電化製品の販売
16. 医薬品、工業薬品、医療用具並びに毒物、劇物、火薬類及び合成樹脂の販売
17. 飲料水・食料品の販売及びカタログによる通信販売
18. 発電システム機器の販売および施工
19. 天然ガスの販売、同設備機器の販売
20. 自動車整備および同部品・付属品の販売
21. 電気工事業
22. 都市ガス事業における販売代理業務、保安業務、ガス機器修理等業務
23. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

### (所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪府大阪市に置く。

### (公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、15,600株とし、その株式は、すべて普通株式とする。

### (株券)

第6条 当会社は、株式に係る株券を発行する。発行する株券は1株券、5株券、10株券、50株券、100株券、その他の株式数を表示する株券とする。  
ただし、株式につき株券の所持を欲しない旨当会社に申出があるときは株券を発行しない。

### (株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。

### (名義書換)

第8条 当会社の株式につき名義書換を請求するときは、当会社で定める請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。  
② 謙渡以外の事由による株式の取得であるときは、当会社の請求により、その事由を証する書面をも添えなければならない。

### (質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式について、質権の登録または信託財産の表示を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

### (株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。  
② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

第11条 第10条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

### (基準日)

第12条 当会社は、毎年事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記載された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利行使することができる株主とする。  
② 前項規定のほか必要があるときは取締役会の決議により、あらかじめ広告して、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利行使することができる株主とする。

### (株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主、及び登録された質権者、又はその法定代理人もしくは代表者は当会社所定の様式により、その氏名、住所及び印鑑を、当会社に届けなければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

### 第3章 株主総会

(代表  
第22条)

#### (招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集する。  
この他必要があるときは、臨時株主総会を招集する。

(役付  
第23条)

#### (議 長)

第15条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に差支えがあるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により、他の取締役の中の1人がこれに代わる。

(報酬  
第24条)

#### (決 議)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(取締  
第25条)  
②  
③)

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。  
② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(招集  
第26条)

#### (議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(決議  
第28条)  
②)

### 第4章 取締役、監査役および取締役会

②)

#### (定 員)

第19条 当会社の取締役の員数は10名以内とする。

(取締  
第29条)

#### (選 任)

第20条 取締役は、株主総会で選任並びに解任する。  
② 取締役の選任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、解任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。  
③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(相談  
第30条)

#### (取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。  
② 増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(監査  
第31条)  
②)

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選任する。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって会長及び社長各1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。

(報酬および退職慰労金)

第24条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 当会社に取締役会を置く。

- ② 取締役会は、代表取締役がこれを招集して議長となる。
- ③ 代表取締役に差し支えがあるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により、他の取締役の中の1人がこれに代わる。

(招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前に発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(業務の執行)

第27条 取締役会は、会社の業務執行を決する。

(決議方法)

第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを決する。

- ② 前項に係らず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意した場合は、当該事項の取締役会の決議があつたものとみなす。  
ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(相談役、顧問および支配人)

第30条 取締役会の決議をもって相談役、顧問および支配人をおくことができる。

## 第5章 監査役

(監査役の任期)

第31条 当会社に監査役を置く。

- ② 当会社の監査役の員数は2名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会で選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員または補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役の報酬)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの年1期とし、毎年3月31日に決算を行う。

(剰余金の配当の支払)

第36条 剰余金の配当は、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払う。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払義務を免れる。

- ② 未払の剰余金の配当に対しては利息をつけない。

附則 ①本定款一部変更は会社法(平成17年法律第86号)の施行日より効力を発生するものとする。  
②平成23年4月25日 一部改定  
③平成23年6月27日 一部改定  
④平成25年3月25日 一部改定  
⑤平成29年3月27日 一部改定

本定款は、当会社の現行定款に相違ないことを証明します。

令和2年6月5日

大阪市淀川区西宮原2丁目1番3号  
イワタニ近畿株式会社  
代表取締役社長 今中泰雅



第二九二六六八号

給水装置事主技術者免状

本籍 奈良県

氏名 吉村浩爾

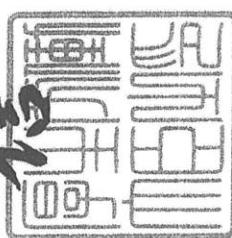
昭和五十五年八月一日生

水道法(昭和三一年法律第百七七号)の  
規定により給水装置事主  
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

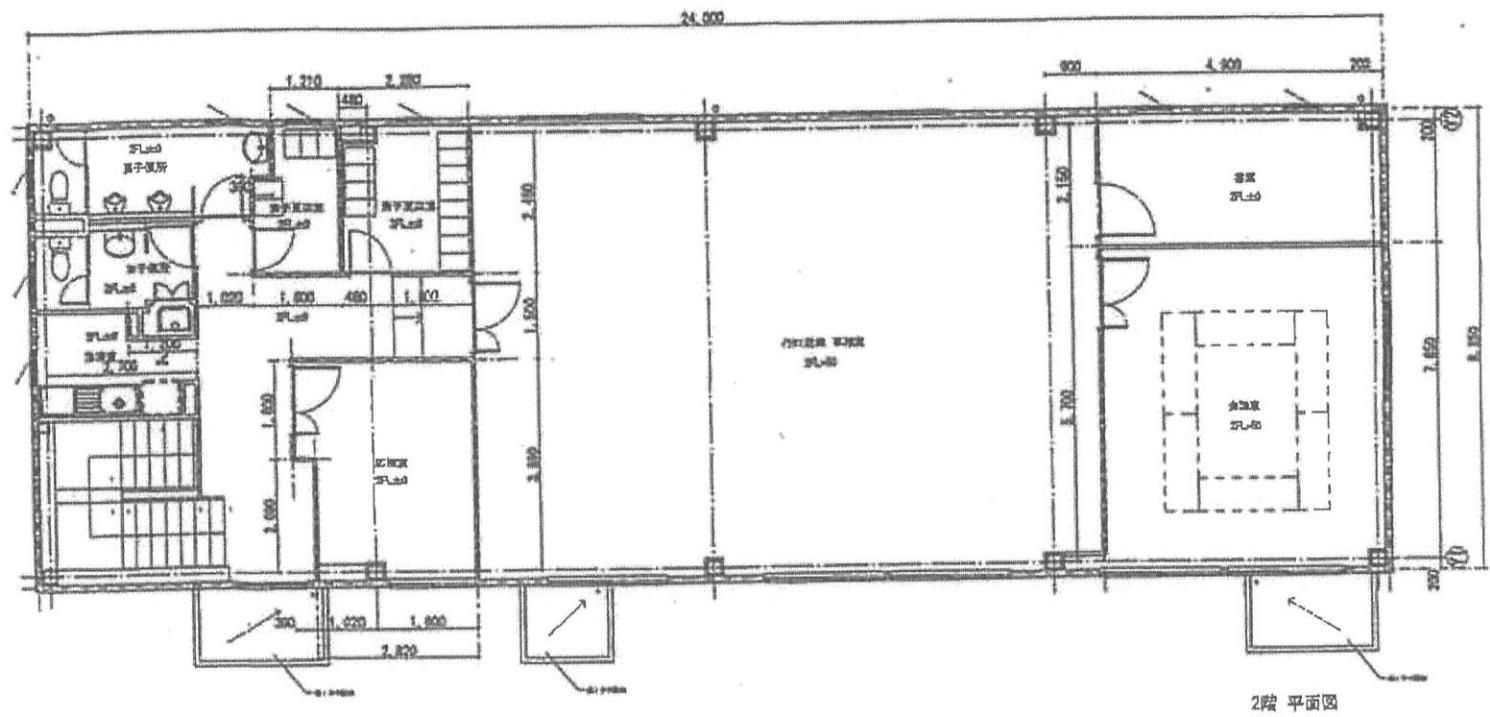
厚生労働大臣

加藤勝彦



事業所の位置図





外観写真



室内写真



## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 イワタニキンキ株式会社  
 住所 大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号  
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役 イマナカ ヤスマサ 今中 泰雅  
 電話番号 06-6350-8282  
 FAX番号 06-6350-8299  
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 イワタニ近畿株式会社

住 所 大阪市淀川区西宮原二丁目 1番3号

代表者氏名 代表取締役 今中 泰雅



(選 任)

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
解任の届出  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	イワタニ近畿株式会社 奈良営業所	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
ヨシムラ コウジ 吉村 浩爾	第292668号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二九二六六八号

給水装置事務技術者免状

本籍 奈良県

氏名 吉村 浩爾

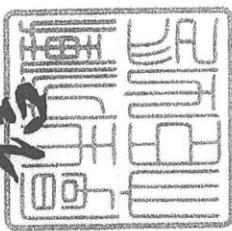
昭和五十五年八月一日生

水道法(昭和三一年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置事務  
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣

加藤勝彦



## 委任状

私は、下記1の者を代理人と定め、下記2の権限を委任します。

### 記

1 代理人 住所 大阪市中央区徳井町1丁目4番3号リツツ第四ビル4F

氏名 加藤 芳成



(行政書士会登録番号 第13261843号)

電話 06-4301-3828

2 指定給水装置工事事業者指定申請の書類作成、提出、  
補正に関する件

年 月 日

所在地 大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号

委任者 商号又は名称 イワタニ近畿株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 今中 泰雅 印

